

様式第1（第15条関係）

会 議 録

会議の名称	令和年2度 第1回和泉市いじめ防止対策委員会
開催日時	令和2年7月8日（水）15時00分から 17時00分まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター 4階 中集会室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・和泉市いじめ防止対策委員会委員 野田委員長、笠原委員、東委員、水流添委員 ・教育委員会 小川教育長 ・事務局 大槻教育指導監、大野学校教育室長、阪下教育指導担当課長 西村主幹
会議の議題	<ul style="list-style-type: none"> ・本市のいじめの現状について ・今後の本市におけるいじめ防止に関する取組みについて
会議の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・和泉市立学校におけるいじめの現状と分析、取組みの説明を事務局から受け、いじめ防止対策等について審議した。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	一部非公開 （和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則第10条第1項第2号） 傍聴者1名

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
事務局	<p>1. 開会</p> <p>資料の確認</p> <p>会議成立の要件の報告</p> <p>傍聴について</p> <p>2. 教育長挨拶</p> <p>3. 事務局紹介</p> <p>教育長、事務局職員4名を紹介</p> <p>4. 議事</p>
野田委員長	<p>議事は案件が二つと、その他で個別情報等を扱う部分があります。まず案件1「今年度における本市のいじめの現状」について事務局から説明をお願いします。</p> <p>【1】今年度における本市のいじめの現状について（資料1・資料1別紙）</p>
事務局	<p>資料1、資料1別紙を使って概要を説明させていただきます。令和元年度、昨年度の本市のいじめの現状についてです。資料1をご覧ください。これは、平成29年度から令和元年度の「和泉市いじめに関する調査」の3年間の結果概要に、国の問題行動等調査から、平成30年度全国公立の結果を示したものです。1ページ目始めの「いじめの認知件数」をご覧ください。平成30年度和泉市の小学校の認知件数197件が、令和元年度には379件に増加しています。中学校においても、平成30年度の認知件数160件が、令和元年度には211件に増加しています。詳しくは、資料1別紙をご覧ください。こちらの資料は、平成25年度から令和元年度までの「和泉市におけるいじめの認知件数と解消率の推移」を示したものです。小学校および義務教育学校前期課程の推移をご覧ください。積極的ないじめの認知が求められる中、平成28年度から年々減少傾向が見られた認知件数の千人率ですが、令和元年度は34.3と増加しております。また、中学校および義務教育学校後期過程は、認知件数に年々増加が見られます。しかしながら、いずれも解消率は年々減少しており、解消とすることがむずかしくなっている現状があります。資料1に戻りまして、1ページ目中ほどの学年別の認知件数をご覧ください。これまで本対策委員会においてご意見をいただいております小学校低学年での認知件数の割合に増加が見られます。このことにつきまして、2ページ目始めの「いじめの発見のきっかけ」をご覧ください。平成30年度の本対策委員会において、小学校低学年の認知件数が少ないことに関してアンケートの文言の改善についてご意見をいただきました。各校に通知し、令和元年度に取組みをすすめた結果、小学校での「アンケート調査など学校の取組みに</p>

	<p>より発見」となった構成比が増加し、小学校低学年での認知件数の増加につながりました。続いて2ページ目中ほどからの「いじめられた児童生徒の相談状況」をご覧ください。こちらは全国公立とほぼ同等の結果となっております。懸念のひとつであった誰にも相談しない児童生徒の構成比も年々減少が見られます。最後に3ページ目「いじめの態様」をご覧ください。小中学校ともに「嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」件数や構成比が年々増加しており、対策や対応が必要と考えられます。資料1、資料1別紙の内容について、説明をさせていただきましたが、今一度内容をご覧ください、全般についてご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
野田委員長	<p>ありがとうございます。まずご自由に質問並びに意見を発言ください。</p>
笠原委員	<p>弁護士の笠原です。先ほどの説明の中では小学校の認知件数が増えたことはアンケートの改善と分析をいただいたのですが、中1も62件から119件に増えている点や、保護者からの訴えが増えている点は、どのように分析されているのか。</p>
事務局	<p>別紙の千人率を見ていただくと、28年度に法律で積極的な認知の方向がでまして、中学校と義務教育学校後期課程では中1も含めて、そこから認知件数が段階的に増えている状況です。国の問題行動等調査の結果の概要は10月から11月ごろにしかいただけないため平成30年度としか比較はできませんが、令和元年は上回っている状況です。中1だけの分析ではないが、中学校全体では徐々に認知件数が増えています。</p>
笠原委員	<p>千人率では全国レベルということか。</p>
事務局	<p>令和元年度で全国平均を上回ると予想しています。第2回の本対策委員会で示すことができると考えています。</p>
笠原委員	<p>もう一点気になるのが、小学校で保護者からの訴えの部分は割合から言うと下がったのかもしれないが、50件から88件に件数が増えている。家族に相談したのは69件から130件に増えているが、率は変わらないというところだが、現状として大きな変化としては捉えていないのか。</p>
事務局	<p>あくまで複数回答の結果ではありますが、全国と比べると保護者からの訴えといういじめ発見のきっかけが多いのは本市の特徴で、特に小学校で全国の割合9.6%に比べて本市は平成30年度から20%台で推移しています。逆に本人からの訴えが全国を比較して小中学校とも低くなっており、割合として保護者からの申し出が多い状況となっています。また今年度につきましても、令和元年度の4月から6月の3ヶ月間学校で通常の活動が行われていた状況と、新型コロナウイルスに係る臨時休業中の校外のいじめも一定の人間関係があれば認知しているとは言え、令和2年度は6月の実質1ヶ月間となるので単純に比較はできませんが、通常授業を開始した6月からいじめの報告が増え、内容は保護者からの訴えが多い印象はあります。特徴的と感じています。</p>

笠原委員	それはどのようないじめのパターンか。態様等にコロナウイルスの影響は感じられるか。
事務局	<p>態様に関しては特に影響は見られない。長期に渡る臨時休業があって子どもたちには様々なリスクが想定される中で学校が始まり、児童生徒や保護者が感染者や濃厚接触者となった場合の誹謗中傷は危機感として想定していたが、今のところそういう状況は見られず、個別の状況は個人情報となるので詳細は控えますが、ひやかしやからかい等のこれまでの態様と変わらない。</p> <p>長期間に渡り子ども同士の関わりという意味での免疫がなく、3ヶ月間会話のキャッチボールもない中で、子ども同士の関わりが希薄になっています。内容としては、校内では子どもたちはソーシャルディスタンスで距離をとることや、対話的な授業ではなく前を向いてマスクをして静かに聞いている段階のため、登下校中のちょっとした言葉が気になる、あるいはいやな名前前で呼ばれるなどの訴えが特に小学校からの報告に多かった。関わりが深くて根深いものよりは、6月に急に学校が始まったところにクラス替えもあり、どちらかと言えば関わりの浅い子どもとの関係の中で嫌な思いをする或いは感じるものや、登下校中のものが多かった。</p>
笠原委員 事務局	<p>学校が臨時休業している中での地域や公園等でのトラブルが多いと感じていた。4月や5月は公園における異学年間での立場の強弱によるもの等もあったが、件数としては少なかった。一定の人間関係となれば塾や習い事ともなりますが、塾や習い事も休止していた。「家で遊んでいる時にこんなことがありました」や「外で遊んでいる時にこんなことがありました」という保護者からの申し出が多く、授業を始めてからは、人間関係のトレーニングの期間に空白ができてしまい助走期間がとれずに、関係が薄いところで起きたものが多かった。</p>
笠原委員	ありがとうございます。意外でした。特に小1や中1で家庭訪問ができていない中で、学校現場としても家庭との関わりや子どもたちの特性等のキャッチが難しいという話を聞くが、次の審議に関わる部分なので後ほどでも構わないが、そのあたりのスタンスは。和泉市の取組みを聞ければ。
東委員	臨床心理士の東です。よろしくお願ひします。いじめの解消率が全国よりも低くなっているところが気になるが、深刻で見守りを継続しているものが多いのかなど、どのようなものが多くなっているのか。
事務局	問題行動等調査は年度ごとのものとなっており、3月末をもつての件数と解消率となっていますが、法の定義では解消とみなすために一定の見守り期間と本人や保護者が心身の苦痛を感じていない確認が要件となります。調査としては3月末までの認知件数があがっていますが、3ヶ月という一定の見守りが必要なため1月から3月に認知したいじめについては解消とみなせないこととなります。そのため認知件数としては1年分、解消件数としては4月から12月までの9ヶ月分

	<p>となります。なお、本市は独自に年度末から3ヶ月を経た6月末の解消率の調査を行っています。小学校6年生が私立など地元の中学校に進学しないケースや、高校へ進学した中学校3年など追えないパターンもありますが、小学校で平成29年度は3月末の解消率78.7%が6月末になると96%、平成30年度は3月末の解消率69%が6月末になると87%となります。中学校では平成29年度は3月末の解消率84.5%が6月末になると97%、平成30年度は3月末の解消率70%が6月末になると89%となります。令和元年度分はこれからの調査になります。ただし、国の調査も3月末時点での解消率となっていますので、大きくかけ離れていることには間違いありませんし、6月末での解消率も年々下がってきていることも事実です。内容としましては、東委員のお話にもありましたが、お互いの関係をずっと見守っている状況になると、平行線ではないが子どもたちの関係や保護者同士の関係もありますので解消とみなせないままのケースや、解消そのものが難しいケースが増えていきますし、「ごめんね」「いいよ」では済まない。法の定義を守ることは市教委としても学校に年々厳しく求めていますし、浸透するごとに解消とみなすことが難しくなっている状況もあります。また、小学校での認知件数は令和元年度に増えましたが、全国公立と比較すると離れているところも関係していると考えています。いじめを拾い上げられているかという部分で、大きな事案だけを認知しているわけではないが、細やかに嫌な思いなどをさらにキャッチできれば解消率向上にもつながるのではないかと考えています。どのレベルでいじめを認知しているのかということにも関わるが、年々解消は難しくなっています。</p>
事務局	<p>いじめ事象も止まって、子どもたちの中では一定の解決ができていた状態を担任は確認できていても、保護者の方が不安でもう少し見ておいてほしいと発言があればそこで解決とみなせないところがありますし、年度内は見えておいてほしい来年度も配慮してください、となると解消とはいかず継続の案件になっていく。そのあたりも解消率の低下につながっている可能性もある。保護者の方が敏感に感じておられるところも認定の仕方に影響している。</p>
事務局	<p>月々の報告の中にも現在の状況を記入する欄があります。2年前や3年前であれば、いじめが起きた月と同時に解消と記入されていた例もあったが、今は担当者が年度替りで交代しても解消についての要件が浸透している。以前は管理職や担当者が替わると定義等について問い合わせをすることがあったのですが、浸透するごとに解消が困難になり厳密さについてのジレンマを学校は抱えている。表面上は見守り状態になっていて、子どもたちはいい関係で過ごしていても、今の要件では解消とみなせないし調査上は解消とならないところがあります。</p>
東委員	<p>敏感になっている状況と、認知数は増えたもののより深刻なものを中心に上げるため、深刻なゆえに解消率が下がるということがあるのですね。もう少し広</p>

笠原委員	<p>く認知できるようになれば、また解消率が上がるという数字上の問題もあるのだと思いつつ、より根深いものも多いと感じました。</p> <p>現場に対するメッセージをどうするかに関わって、いじめへの関心は非常に高いものがあり統計的に高い数字があるとネガティブなイメージがあるのは違うと思っています。今の話では認知件数が多くて解消率が低い方が案件としてずっと状況を見ることができる実態があり、未然防止や重篤化させないためには件数を多くキャッチしてできる限り長く抱えておくという実態の把握の方がむしろ取組みとしてはいいと思います。あるいは担当者が代わっても認知の部分でいい効果が出ているということであれば、今度は解消や解消率の低さについても現場のネガティブなイメージに対して、あくまでも実態の把握が大事だと伝えてもらえればよいと考えます。</p>
水流添委員	<p>いじめの対応のところで、社会的にはネットやケータイ・スマホでのいじめにみなさん過敏になり心配されているが、資料を拝見するとあまりあがってきていない。見えにくい世界なので保護者からの訴えや担任の発見も難しくあがっていないのか、和泉市としての取組みがされていて子どもたちが使い方をしっかり分かっているからあがってきていないのか、見立てを教えてください。</p>
事務局	<p>数年前までの調査では、所持率は高く年々上がってきているような形でした。あくまで件数と構成比ですが、ここ数年ケータイやネットでのいじめが減少しているのは、小学校でのSNSに対する啓発や講習、中学校での警察による防犯教室の中でもSNSに起因するトラブルについて啓発していますので、効果を計るものはないが下がっている現状は喜ばしいことと感じている。一方で水流添委員からの指摘の通り潜在化の層が厚くなっている可能性もありますので、そのあたりの危機感を持っておくことも大事だと考えています。下がったからよいかすべてが効果とは考えていません。見えない層や潜在化しているものがあるということは常に念頭にあります。</p>
水流添委員	<p>どうやって見える化できるかですね。</p>
事務局	<p>子どもたちの持っているスマホやタブレットの内容や技術はすすんでいますし、子どもの方が堪能な部分がありますので、隠れた部分を保護者やわれわれがキャッチし切れていない明暗や裏表が、この数字にはあると捉えるべきだと思います。</p>
笠原委員	<p>相談状況のところで学校以外の機関やその他の人は、どういうものがイメージされるのか。</p>
事務局	<p>学校以外の機関は府や市の相談ダイヤルや、関係機関もたくさんありますので、そこが経路となり入ってくるものもあります。その他の人は地域の見守りの方や近所の方、民生委員などいろいろな経路から学校には入ってきます。あくまで学校が把握するにあたっての経路の調査となります。そのあたりがイメージされま</p>

笠原委員	見えないものを見える化する一つのセーフティネットではないが、学校だけではなく複数が見ているという環境やインフラの整備で一定の正当性が担保できる。暗数や潜在化しているものをチェックするという意味では、他機関など情報源をどう増やしていくのかは大事だと感じます。
水流添委員	相談状況について、例えば担任にあがりやすい相談や、学校以外の機関にはインターネット上の相談があがりやすいなど、内容別での相談先は分析されていますか。
事務局	内容と相談経路との相関の分析までは行ったことはありません。
水流添委員	保護者にはインターネット上のことは相談しにくいですが、外部の人には相談しやすいなどがあるのかと思い質問しました。
事務局	市教委も外部機関から情報をいただくことがあります。内容と相談経路との相関の分析はしていないのですが、割合的には中学生のほうが高いです。学校に貼っているポスターや配られたカード、長期休業にかかるしおり等に掲載されている相談先を中学生のほうがキャッチしやすいのだと思います。小学校のほうも同様の内容は掲載されていますが、中学生からこういうご相談がありましたと情報をいただく場合が多いです。
笠原委員	学校の先生に直接相談することで不利益があるのではと感じてしまい、弁護士会に相談があることもたまにあります。水流添委員がおっしゃる通り相手によって相談のしやすさはあると思いますので、相談窓口を増やしたうえで連携するというのはよいと思います。
事務局	小学校低学年ぐらいまでは自分で相談先を拾っていくことは難しい。しかし、年齢が上がるごとにそういう相談先を利用しようという子どもがでてきますので、周知方法も工夫が必要だと思います。
笠原委員	いじめられた児童生徒の相談状況の中で、スクールカウンセラーの順位が下がっている要因は。
野田委員長	人数は何人ですか。
事務局	小学校で3件、中学校で3件になります。直接の経路として第一報がスクールカウンセラーに入ったものになります。現状のスクールカウンセラーの配置状況は、中学校で概ね週1回の年間35回、小学校で概ね月1回の年間10回の配置になります。子どもが気軽に相談できるように学校ごとに工夫はしていますが、いじめの第一報の経路となると少なくなります。やはり、担任の先生や普段から関わりのある他の先生に第一報を入れることが多くなります。
野田委員長	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校がどう活用するかも大きい。第一報をスクールカウンセラーが把握する確率はかなり低いのですか。
事務局	低くなります。把握したいじめへ事後に関わるが多くなります。中学校では週1回の勤務、小学校では月1回の勤務の中で、担当や担任とスクールカウンセラーが共有しながら対応をすすめています。

野田委員長	<p>そのあたりの対応について後ほど整理したいと思います。</p> <p>平成30年度の全国との比較で相当の開きがあった和泉市のいじめの認知件数ですが、全国的にも乱高下する件数ではあり、大阪の他の市町でも差はあるように感じていますが、和泉市もがんばっていただいて平成29年度水準まで戻している。本質的には0件が目標だが、そうとはならない中で見つけていただくべきものはさらに見つけていただきたい。一方で、単純に全国平均と令和元年とを比較すると、小学校が半分ぐらいの水準でしかない。保護者が相談に来れば学校も全部認知し、当然保護者からの割合は高くなる。また、アンケートでかなりカバーできるようになったので、母数が一緒なら他の割合は減るため、今後何を拾っていくか。そして、いじめの中でも暴力が多い。直接に物理的なやり取りがあれば、周りも気づきやすいし、見たら止めないといけない。特に今年の春からは、家の中でも体罰はいけないという法律ができ、6月末に文科省からも虐待の通知も出たが、そういうことからいうと、暴力が多いと保護者も学校に相談しやすいため、保護者からの相談の割合が高いのかもしれないが、中学校も全国平均並みでも割合としては高いと思います。校内の暴力追放は必要で、ひとつ気になる部分です。いじめの対策の本質の考え方のひとつは、本人が訴えていいのだということ。されたことは主張する、言うのが正しいのだとしっかりと教えること。本人がもじもじして言えないのを周りが見つけ出すことは、いじめの特性から見るとやむを得ないのですが、その場合によく本人がいじめられていませんと言い、大丈夫かときいたら大丈夫ですと答える。いじめは、大丈夫かと聞くなというのが鉄則なわけですが、例えばそういう関係性の中で、周りがいくら見つけても、結局強いものが残ってしまうので、やはり本人が訴えるという力をどういうふうに育てていくのが重要です。その上で、解消率が非常に低いという点は、解消したのかどうかよりも被害児童やその保護者が支えてもらっていると感じているかがまず重要です。</p> <p>解消の定義にもあるように、その行為が止んでいることと、心理的な部分での苦痛が解消されていることと、見守り期間があるということ。また、年度をまたいでいるときに、まだ実行行為が行われているのか、それが終わったけど苦痛が取れていないのか、どちらも終わったが見守り期間が終わっていないのか。保護者や本人は終わっているのだけど、またいじめられる可能性が不安で引きづっていると、本当に何年単位で考えないといけないこともあります。どのタイプでいるのかは前年度からまたぐところではチェックはされているのですか。</p>
事務局 野田委員長	<p>行為が続いているというパターンは非常に少ないと思います。</p> <p>特に年度をまたいでいる時に、学校の中で引き継いでもらうだけではなくて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、あるいは教育相談体制がどのようにフォローアップしているのかは重要なところだと思います。解消率が低</p>

	<p>いからだめではなく、学校がしっかり支えて、できるだけ被害者サイドがそういうことを実感しているということが一番で、そこをクリアにしていく作業をしていただけたらと思います。</p> <p>中学校は4月以降のいじめの解消率に補正をかけて、下位項目である要因まで単純に全国平均といたん比べてみるということでもいいと思います。小学校は学年別の乱高下が激しい。全国では低学年で認知が多く、学年が上がるごとにだんだんと減っていくのですが、和泉市の場合は学年ごとでかなりフローティングしているので、学校や学年団の特性もあるのかもしれませんが、今後そのあたりの要因を分析いただきたいと思います。</p>
野田委員長	他に提言並びにご意見、付け加えがあればお願いします。
野田委員長	よろしいですか。では、進めさせていただきます。
野田委員長	【2】今後の本市におけるいじめ防止に関する取組みについて
野田委員長	2番目のコロナ禍において、休校中と休校から明けてからではかなり流れが違うと思いますので、実際に学校がどのように動いたのかということも含めて教えていただけますか。
事務局	臨時休業が3月2日から4月末まで続き、5月からは分散登校という形で週に1・2回程度、時間も1・2時間程度で学校に登校しました。6月1日からはクラスを2分割し、多くの学校は午前と午後の交代制で登校するという形を2週間続け、6月15日以降は通常の1クラスで6時間授業がスタートし、現在に至っております。
野田委員長	ゴールデンウィークあたりまでの完全休校期と分散登校期、それから6月15日以降の学校でのいじめの出方はどうか。イメージがわくように説明をお願いします。
事務局	3月から5月まで長期の休業がありました。笠原委員から家庭訪問の話も出ましたが、この間、子どもたちは、外出ができないストレスや生活習慣の乱れ、挙げればきりがありませんが、インターネットやゲーム依存、野田委員長からもありました虐待の問題などのリスクが想定されていた中での学校再開となりました。これだけのリスクが想定されていたので、例えば、不安の増大からくる体調不良による不登校や、対人トラブル、暴力行為の増加、感染やその疑いがある人に対するからかい・中傷などの発言やいじめも増加するのではないかという可能性は念頭に置きながら、学校を開きました。資料としてはつけていませんが、6月末時点でのいじめの認知件数を比較しますと、小学校では令和元年度6月末時点で44件の認知件数が令和2年度6月末時点で24件、中学校では令和元年度6月末時点で45件の認知件数が令和2年度6月末時点で15件となっており、4月・5月が臨時休業であったことを鑑みて、割合として、昨年度よりも横ばいか多いペースで推移しています。われわれもいろいろなリスクを想定しながら、実

	<p>際にそのリスクが学校で起きることも念頭に置きながら、学校を開いたのですが、誰もが経験したことのない状況の中で、今後、学校が想定しておくべき事項や留意すべき事項等がありましたら、ご意見や助言をいただければありがたいと考えています。</p>
野田委員長	<p>ありがとうございます。想定の話になりますけど、それぞれのお立場から、他で聞いたことや、経験値からお話をいただきたいと思います。</p>
水流添委員	<p>子どものストレスもあると思いますが、家庭の経済状況が厳しくなっているという話が結構入ってきています。そのことによる保護者の不安感が子どもにどのような形で出るかはいろいろだが、子どものほうにストレスがかかって、子どもが向かう場所がなくなって、次はどこへ向かうのかなということが私は気になっています。学校も窮屈になってきている中で、矛先を保護者には向けられないので、友達に何らかの形で向かうことを心配しています。</p>
笠原委員	<p>放課後デイサービス等の放課後事業や、学童保育等での学校がキャッチできていない掛け違いやトラブルが少し気になっています。学校との連携の話になってくるが、放課後デイサービスはいわゆる民間になり、学童保育等は管轄が違うなど、情報共有や他機関連携のような部分はどうなっていますか。これを機に情報共有をしていく流れになっていくのか、一過性のもので終わるのか。情報共有をしていくにしても、他機関となれば、要対協のような法律の枠組みがない場合には結局保護者の同意がないと進まないために、今後こういうことが少しずつ課題として出てくると思っています。</p>
野田委員長	<p>いくつかの都道府県に状況を確認したところ、もともと不登校傾向だった子どもが、がんばって登校できていると聞いた。大阪府でもそういう話でした。スクールカウンセラー配置が始まるきっかけとなった阪神淡路大震災の直後や、東日本大震災の時にも、社会全体が抑うつ的であったり困難であると、引きこもっているタイプの子どもの社会に出てきて、避難所でボランティアをしたり結構アクティブに活動するが、状況が落ち着くとまた不登校になるというのが当時も言われていた。いずれにしても、社会全体が火事場状態の時には、それが明けると半月程度は頑張って登校できる子どもがおり、1か月の手前になると、いろいろな困難の揺り戻しが出てくるということはスタンダードと言えます。例えば、虐待に関する学会や、臨床心理士会など、いろいろなところからメッセージが出されていますし、事実そういう傾向がそろそろ見えだして、がんばっていた子どもたちがやはり息切れして引きこもりだしている。問題行動に現れる子どももいる。ただし、今回のことは子どもに起こった現象というよりは、社会に起こり、そして、特に大人、先ほど水流添委員が言われた経済的あるいは社会基盤を揺るがし、結果として子どもたちがその元で不安定になっている。家庭でDVがある、保護者が失業してうつ状態になってしまう、あるいは子ども自身というよりは保護者の</p>

	<p>ほうが儂んでしまうようなこともあり、格差がかなり出ている。</p> <p>もう1点、もう少し短い期間ですが、インフルエンザで休校になった時のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの事後調査で、以前は学校の廊下の掲示物の破損が多かった。ガラスを割るとか誰かに暴力を振るうのではなく、誰も見ていないところで破損させる。最近はそのタイプは減ったのですが、スクリーニングするかどうかはともかく、わずか1週間でも、家庭での過ごし方に何パターンもあり、家庭背景によっては子ども自身にかなり深刻なことが想定される。これらのことから考えると、この経済状況や家庭状況は今後も続く可能性がありますから、子どもが学校に登校できたのかできていないのかだけではなく、ロングスパンでしっかりとフォローアップをする必要がある。リスクがありそうな子どもについては、家庭状況が不安だという時点で要支援児童であり、保護者がすでにかなり行き詰まっている場合は要保護児童なので、虐待以外でも要対協を活用しながら情報共有することが必要だと思います。</p>
笠原委員	<p>そういう意味では、学校の留意点としては、スクリーニングの力をつけるということですね。校内いじめ対策委員会を何かが起こった時に動かすというより、起こるのではないかという時点から立ち上げていく。そこにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを入れる。予測を立てるという意味で、専門職の投入を早め、戦略的にやっていく癖をつけたほうがいいのではないかと思います。校内いじめ対策委員会は何か起きた後の対応や、解消後のアフターフォローというイメージを払しょくするチャンスなのではないかと思いました。</p>
東委員	<p>文部科学省も大阪府教育委員会もこの期間は気を抜くことはできないと、勤務回数を増やすための予算組みをするぐらい深刻な状況で、私自身も気を引き締めているところです。スクールカウンセラーの扱うケース数はとても増えていていろいろな事案がある中で、新しい生活様式を得るための変革や、休校中の弊害が必ずみんなにあるのですが、その弊害とつなげてケースを見立てるという意識が少ないと感じています。学校が不登校やいじめ事案、友人関係の問題と考えているケースでも、これまでと同様の対応ではなく、休校という事態を経ての子どもの反応であるという認識を忘れてはいけないと思うところです。例えば中学生では、これまで励ましてもらった信頼できる先生や、クラブの先生や先輩が、休校明けに急になくなったという喪失体験から、ケースがより深刻化することもあるなど、これまでのケースとは違うと考えるところでした。</p>
野田委員長	<p>議事1と2に関してはよろしいでしょうか。ご質問や付け足しなど委員の方であればお願いします。</p>
東委員	<p>先ほどの話に加えてもう1点あります。先生や、お父さんお母さんの顔色をうかがう子どもがすごく多くなったと感じています。コロナ禍でお家にいることで、親が自分をどう見ているのか改めて確認できたという訴えや、先生に頼りたいが、</p>

野田委員長	先生に消毒等ですごくストレスがかかっているという訴えもあるので、先生のストレスマネジメントは大切ですし、負荷がかかっているところが全部子どもに影響してくると思いました。
事務局	ありがとうございます。それでは議事1と2について終わらせていただきます。その他に関しては、個人情報ということになりますので、事務局でお願いします。ありがとうございました。次第4のその他に移らせていただきます。これより個別のいじめ事案を取り扱うため、個人情報を含む内容となりますので、和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則第10条第1項第2号により非公開となります。傍聴の方におかれましてはご退席願います。なお、次第5の閉会につきましても連絡事項のみとなりますので、お待ちいただく必要はございません。本日はありがとうございました。